厚生労働大臣が定める掲示事項等

1.当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2.入院基本料について

急性期一般入院基本料４（10 対 1）を算定する当院病棟では、
1 日につき 13 人以上の看護職員（看護師）が 2 交代勤務しております。
なお、時間毎の配置は下記のとおりです。

・朝 9:00～夕方 17:00（日勤時間帯）までの受け持ち数は、
　看護職員 1 人当たり　5 人以内です。
・夕方 17:00～朝 9:00（夜勤時間帯）までの受け持ち数は、
　看護職員 1 人当たり　21 人以内です。

3.入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

4.当院は九州厚生局へ下記の届出を行っております。

【基本診療料】

・急性期一般入院基本料４
・電子的診療情報連携体制整備加算３
・診療録管理体制加算３
・医療安全対策加算２
・医療安全対策地域連携加算２
・地域支援・医薬品供給対応体制加算３
・病棟薬剤業務実施加算２
・データ提出加算２
・せん妄ハイリスク患者ケア加算

【特掲診療料】

・CT 撮影及び MRI 撮影
・がん治療連携指導料（熊本中央病院）
・麻酔管理料（Ⅰ）
・開放型病院共同指導料
・がん性疼痛緩和指導管理料
・がん患者指導管理料二
・遺伝性疾患療養管理指導料
・薬剤管理指導料
・遺伝学的検査
・BRCA 1 / 2 遺伝子検査（2 血液を検体とするもの）
・外来化学療法加算 1
・外来腫瘍化学療法診療料 1
・無菌製剤処理料
・検体検査管理加算（Ⅰ）
・検体検査管理加算（Ⅱ）
・乳癌センチネルリンパ節生検加算 2
・病理診断管理加算 1
・悪性腫瘍病理組織標本加算
・組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る）
・外来・在宅ベースアップ評価料（1）
・入院ベースアップ評価料（８５）
・入院時食事療養（Ⅰ）

令和８年８月１日現在

５.入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。

６.施設基準にかかる手術の実績について（令和７年１月～12 月）

◆区分１に分類される手術

区分１に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	4
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

◆区分２に分類される手術

区分２に分類される手術		件数
ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

◆区分３に分類される手術

区分３に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

◆区分４に分類される手術

区分４に分類される手術		件数
ア	胸腔鏡・腹腔鏡手術	0

◆その他の区分に分類される手術

その他の区分に分類される手術	件数
人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

6.入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養（Ｉ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降)、適温で提供しています。

7.明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 28 年 4 月 1 日より明細書を無料で発行することと致しました。
なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

8.保険外負担（保険外併用療養費）に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数等に応じた実費の負担をお願いしています。

◆特別の療養環境の提供
特別室 1 床室（1 床）・・ １２,０００円／日（201 号）
1 床室（10 床）・・・・ ８,０００円／日（202 号、203 号、205 号、206 号、210 号、211 号、218 号、220 号、221 号、222 号）
2 床室（2 床）・・・・・ ３,３００円／日（223 号）

◆文書料金
保険会社用・・・・・・・・・ ５,５００円／枚
一般診断書（会社提出用等）・・２,２００円／枚
死亡診断書・・・・・・・・・ ３,３００円／枚
年間領収書・・・・・・・・・ １,１００円／枚

◆病室内機器使用料（レンタル料）
テレビＡ・・・・・５５０円／日（208 号、212 号、215 号、216 号、217 号）
テレビＢ・・・・・１２０円／日（207 号、213 号）
保冷庫・・・・・・８８０円／日（208 号、212 号、215 号、216 号、217 号）
金庫・・・・・・・１２０円／日（208 号、212 号、215 号、216 号、217 号）

◆その他
病衣・・・・・・・・・・・３００円／日
軟膏瓶・・・・・・・・・・２０ｇ ３０円 ３０ｇ ４０円 ５０ｇ ６０円
テープ式紙おむつ・・・・・Ｓ１８０円／枚 Ｍ２００円／枚 Ｌ２１０円／枚
ＬＬ２３０円／枚
リハビリ用パンツ・・・・・Ｍ２４０円／枚 Ｌ２６０円／枚 ＬＬ２７０円／枚

尿取りパッド・・・・・・・３０円／枚
付き添い用寝具・・・・・・５５０円／日
腹帯（フリー）・・・・・・　９００円／枚
病室のテレビ用イヤホン・・２５０円／個

外来腫瘍化学診療料１について

当院では、外来で抗がん剤治療を受ける患者様が、安心・安全に治療を継続するために、以下の体制を整備しています。

・専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、患者様から電話等による緊急相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備しています。
・急変時等の緊急時に当該患者様が入院できる体制の確保を行っています。
・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的に開催しています。
・当該患者様と雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合には、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行うことができます。

一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

(一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです)
なお、令和６年 10 月より、長期収載品について「医療上の必要性があると認められない場合」には、患者様の希望による処方の場合には、「選定療養が適用される」ことをご理解ください。 （厚労省の定めた医薬品について、薬価差の一部（１/４）が自己負担となります）

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、令和８年６月１日の診療報酬改定に伴う電子的診療情報連携体制整備加算について、次のとおりの対応を実施しております。

- 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- マイナ保険証を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無償で交付しています。

地域支援・医薬品供給対応体制加算に係る掲示ついて

- 当院では、厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従い、患者様の負担を軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、**後発医薬品（ジェネリック医薬品）**を積極的に採用しています。
- 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更に関して適切な対応ができる体制を整えています。
- 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性がありますが、その際には患者様にご説明いたします。

※後発医薬品とは

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のことです。

先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。

特定疾患療養管理料に係る掲示について

当院では患者様の状態に応じ、28 日以上の長期処方に対応しております。
長期処方が可能かどうかは病状に応じて医師が判断いたします。